

## フッ素・アンモニア・シアン・フェノール蒸留装置

仕様項目	質問No.	質問内容	回答
<p>その他の条件</p> <p>6 現有機器（AFC-84DX型）の引取りを行うこと。</p>	<p>1</p> <p>2</p>	<p>当社は産業廃棄物処理等の認可を受けていないので、産業廃棄物の搬出処分等を行えない。現有機器は産業廃棄物に当たると考えるがいかがか。</p> <p>この項目を削除し、納入日までに貴センターで設置場所から撤去することは可能か。</p>	<p>当センターとしては、当該現有機器を産業廃棄物とはみなしていない。なお、「令和2年3月30日付環循規発第2003301号 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知 15その他（2）」により、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であるとされている。</p> <p>仕様を変更することはできない。</p>